

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 北広島町の自然条件

(地 勢)

本町は、広島県の北西部に位置し、北西部は大佐山、天狗石山、阿佐山などの 1,000m 級の中国山地の稜線が連なり、それを島根県と接している。

町の北西地域は、臥竜山などの 1,000m 級の山があり、集落地や農地は高原状の地形を構成している。北西地域の南には、江の川沿いにまとまった平地が盆地状にひろがるなだらかな丘陵地などの多様な地形条件で構成される地域が広がっている。

南東部は広島市、南西部は安芸太田町、東部は安芸高田市、北部は島根県と接しており、水系は島根県江津市に流れる江の川水系と広島市に流れる太田川水系の 2 つの源流域に当たり、主として、東側が江の川水系が日本海へ、西側が太田川水系で瀬戸内海につながっている。

(気 候)

本町の北部は、豪雪地帯に属し、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖差が大きい中国山地内陸性の特性を有している。また、南部は降雪量が少ないものの、北部に比べ降雨が多い。地域により地形条件が異なることから、降雪量や降雨量の地域差が大きい地域である。

2. 北広島町の地域災害リスク

(土砂災害)

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。花崗岩は風化すると「マサ土」となるため、土砂災害が発生しやすい地域といえる。広島県土砂災害ポータル内の警戒区域図等を確認しても、実際に警戒区域等が多く見られるため、注意が必要である。

(河川浸水)

本町の河川は、河川改修や整備が随時進められているが、全ての範囲ではないため、決壊による浸水等の被害も考えられる。志路原川や冠川周辺は浸水想定区域に指定されている。現在指定されていない地域においても過去に水害が発生しているところもあり、注意が必要である。

(ため池)

平成 30 年 7 月豪雨時に、川東地区のため池が決壊し、住宅が浸水する被害があった。ため池マップにある通り、町内には他に決壊し浸水する危険性のあるため池が存在しており、注意が必要である。

(地震)

地震発生による被害として、沿岸部ほどの被害は見込まれてはいない。しかし、北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布する筒賀断層の活動による地震規模がマグニチュード 7.8、島根県鹿足（かのあし）郡津和野町から益田市、浜田市金城町町にかけて分布する弥栄断層の地震規模がマグニチュード 7.7 で、今後 30 年以内の発生確率ほぼ 0～6 パーセントと想定されており、過去の記録が少ないことから注意が必要である。

また地震による倒木や空き家の倒壊、落石等の被害が考えられる。

(雪崩)

北広島町は「豪雪地帯」に指定されており、雪崩危険箇所も多数存在している。土砂災害ポータルひろしまから危険箇所の確認ができるので、各事業者においても確認することが望ましい。

(台風・停電)

日本の南の海面水温が上昇し、非常に勢力の強い台風が頻発している。進路によっては北広島町も多大な被害を受ける可能性があり、建物の倒壊や長期間の停電等に備える必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当地域は、梅雨末期の集中豪雨、台風による暴風雨、豪雪による被災が多数を占め、なかでも昭和47年、昭和58年の集中豪雨による被害は甚大であった。

地震については、平成12年の鳥取県西部地震、平成13年の芸予地震で一部被害がみられたものの深刻な被害はみられない。

「地域の災害リスクを確認するため、以下の防災関連サイト等活用する。

- ・ 地震情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- ・ 津波情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>
- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省）
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁
<https://www.caicm.go.jp/index.html>
- ・ 感染症の国内発生状況等について（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>
- ・ 広島県防災 Web（地震、土砂災害警戒区域、浸水、ため池、気象及び観測情報他）
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>

3. 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,121 者 (R3 年経済センサスより算出)
- ・小規模事業者数 983 者
- ・商工業者の会員数 (法定会員・定款会員) 652 者 (令和 06 商工会実態調査より)

【内 訳】

業種		商工業者数	商工業者の会員数	内小規模事業者の会員数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	240	170	167	町内に広く分散している
	製造業	140	93	92	工業団地(千代田・大朝)
	卸売・小売業	223	114	114	町内に広く分散している
	宿泊・飲食業	150	68	68	町内に広く分散している
	サービス業	185	126	124	町内に広く分散している
	その他	105	65	65	
	定款会員	78	16	0	
	合計	1,121	652	630	

4. これまでの取組

町内の中小・小規模事業者に対しては、主に、BCP についての啓発活動や策定セミナーへの斡旋を行ってきたが、実際に BCP を策定した事業者数は計画の目標値に達していない。その原因は、事業者の BCP に関する意識・意欲が BCP 策定に取り組む程度には至っていないことにある。

具体的には、防災や BCP についての周知や啓発により地域内事業者の防災意識は高まっている一方で、防災上の関心が比較的高いと思われる南海トラフ地震の予想震度が震度 5 強(※)であり、太平洋沿岸や県内沿岸部と比べると小さいためか、自身の事業に対する被害を過小評価していたり、水害についても、天候予想がより正確となり可視化も進んでいるので、人命第一に休業や避難を行うので BCP を策定しなくても問題がないと考えている事業者が多いといった事情があるとみられる。

※ 「南海トラフ巨大地震等による広島県地震被害想定結果について」(令和 2 年 12 月 広島県危機管理課)

第 1 期計画では下記の取組を行った。

(1) 北広島町の取組状況

- ①北広島町地域防災計画の策定
- ②北広島町水防計画の策定
- ③北広島町避難所設置・運営マニュアルの策定
- ④北広島町国土強靱化地域計画の策定
- ⑤北広島町災害時受援計画の策定
- ⑥大規模災害(地震)時の業務継続計画(BCP)の策定
- ⑦防災お知らせメール及びきたひろ情報アプリの登録促進
- ⑧北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 北広島町商工会の取組状況

地域内中小・小規模事業者向けの取組

- ①BCP 策定支援 期間累計 3 件(目標件数 64 件)

- ②地域（合併前町単位）単位でのハザードマップの作成
- ③会報誌による全会員事業所に向けた災害リスクの周知
- ④地区懇談会（４地区）を活用した事業継続リスクの周知
 - ・地域ごとの災害リスク確認
 - ・地域内保険代理店とビジネス総合保険や業務災害保険の説明や連携
 - ・保険・共済見直し相談会の実施
- ⑤BCP 策定セミナーへの参加斡旋
- ⑥令和２年度から令和６年度にかけてコロナウイルス感染症対策の補助事業やマル経による事業者支援を実施

補助金項目	累計支援・斡旋件数	累計金額
小規模事業者持続化補助金 （コロナ特別対応型・低感染リスク型）	採択件数 11 件	補助金額 8,052 千円
経営改善貸付（コロナマル経）	斡旋件数 52 件	融資決定額 24,191 千円

商工会内部に関すること

- ①北広島町商工会事業継続計画の見直し（令和６年１２月理事会議案上程予定）
- ②商工会災害情報報告システムの活用
- ③LINEWORKS（非常時連絡網）の活用を行った。また、令和６年度のシステム変更に伴い新たに『安否確認サービス２』の活用を開始した。

Ⅱ 課 題

第１期計画実施時の課題

「４．これまでの取組」で述べたとおり、町内の中小・小規模事業者に対し、防災やBCP等に関して第１期計画に沿って啓発や周知を行ってきたが、未だ事業者はBCPに関する意識・意欲が十分とは言えず、策定した事業者もその多くは補助金の加点や融資などを目的としており、BCP本来の趣旨・必要性を理解の上で策定した事業者は少ない。

災害への備えだけでなく、感染症対策においても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させない等のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、商工会内部に関しては、BCPマニュアルはできているものの、災害時の具体的な体制や運用（訓練）ができていない。職員の異動や役員の変更があるため継続的な確認、ブラッシュアップが必要である。

地域内事業者に関する課題

- ①BCP 策定に意欲的な事業者が少ない。
- ②BCP をすでに策定している事業者の把握ができていない。
- ③事業者の保険の加入状況が把握できていない。
- ④災害発生時の情報収集ルートを策定しているが最新の状態になっていない。また、整備後に災害が起きていない為、訓練がなされていない。

商工会内部の課題

- ①被災から復興に必要な書類や手続き（保険・融資・補助金等）が分かりやすくまとめられていない。

- ②保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員等が限定されている。
- ③町内全域の危険箇所や避難所（町指定）、地域内事業者を一元的に網羅したハザードマップが活用されていない。
- ④災害時の備蓄・設備が整っていない。（本所・各支所）
- ⑤感染症等対策において、自身が感染した場合の対応は講じられているが、家族や従業員など感染症の濃厚接触者になった際の対策が講じられていない。

Ⅲ 目 標

- ・町内中小・小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町の間における被害状況報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生時の情報収集に関する方法を具体的にし、年に1回程度訓練（テスト）を行う。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・BCP作成事業者の洗い出しを行い、次期計画策定や見直しを支援する。
- ・業種や地域コミュニティ（部会等）を活用して連携BCP策定支援を行う。

【成果目標】5年計画

業種		BCP作成事業者数（策定済・更新も含む）					
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
商 工 業 者	建設業	4	1	1	1	1	8
	製造業	0	2	2	2	2	8
	商業・サービス業	4	1	1	1	1	8
	その他	0	1	1	1	1	4
	合計	8	5	5	5	5	28

【参考】前期策定件数：3件（R1年～R6年の第1期計画）

前期計画においては、補助金等での加点を目的とした策定が主だったが、本計画においては、もともとあった地域の自主防災意識を地域で連携して取り組むという形で策定するため、前期計画での実績値よりも策定件数が増加する見込みである。

※「策定済」とは、既に自社でBCPを策定している事業者で、当会が新たに把握したもの。

※「更新」には、当会支援を受けずに策定したBCPを、当会の支援を受けて見直すものも含む。

※住民生活や他の事業者の事業活動の復旧を助ける事業者の策定支援を優先する。

※従業員が多い製造業への策定支援を優先する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・当会では、令和3年8月の豪雨災害、令和2年から令和5年にかけての新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少など事業継続の危機を経験された事業者があったことから、多発する自然災害、普段から発生する可能性のある事故や病気などの経営リスクから町内中小・小規模事業者を守り、事業継続を支援する。
- ・「北広島町商工会事業継続計画」と本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策に取り組む。

（役割分担）

北広島町商工会	・商工会内部に関する対策 ・中小・小規模事業者への災害リスクの周知活動 ・中小・小規模事業者への事業継続計画の策定支援
北広島町（危機管理課）	・災害リスクの情報提供 ・防災・安全お知らせメールの登録促進
北広島町（商工観光課）	・中小・小規模事業者（会員外）への情報提供

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時に、地域のハザードマップ等を用いながら、各事業所の立地状況を踏まえた災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・年2回発行している会報誌や、商工会HP、SNSを活用して、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、各種保険・共済の概要、事業者BCP策定の成功事例等の情報を発信する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は、常に最新かつ正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②北広島町商工会事業継続計画の見直し

- ・年に1回事業継続計画が現状と乖離していないか確認を行う。

③関係団体等との連携

- ・保険会社等と連携して保険・共済の見直し相談会を定期的実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期の予想が困難なため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、休業補償など）の紹介を行う。

④フォローアップ

- ・町内中小・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認と継続支援を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定して、会員事業所からの被災状況の把握と北広島町商工観光課との連絡ルートについて確認を行い、年に1回程度訓練を行う。

⑥災害時備蓄品の購入

- ・帰宅困難職員等に備え、水、食料等を備蓄する。

〈2. 発生後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には人命救助が第一である。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況の把握を行い、関係機関と情報共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の検温、手洗い・うがいの徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

(役割分担)

北広島町商工会	・ 中小・小規模事業者（会員）の被害状況確認 ・ 被災事業者の相談、支援要望 ・ 北広島町（商工観光課）との連絡調整
北広島町（危機管理課）	・ 災害対策本部の設置（事務局）
北広島町（商工観光課）	・ 災害対策本部の動員 ・ 中小・小規模事業者（会員外）、工業団地の被害状況の把握 ・ 被災事業者に対する支援の情報収集及び情報提供 ・ 商工会との連絡調整

①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。「北広島町商工会事業継続計画」に記載のとおり、安否確認サービス2を活用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を当会と当町で共有する。

②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
なお、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身が安全確保した後、状況を鑑み出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・職員に対しては、非常時連絡網（電話、安否確認サービス2等）で情報を伝達する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 町内10%程度の事業所で被害が発生している。 ・ 町内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」などの被害が出ている。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。
-----------	--

被害がある	・町内 1 %程度の事業所で被害が発生している。 ・町内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」などの被害が出ている。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

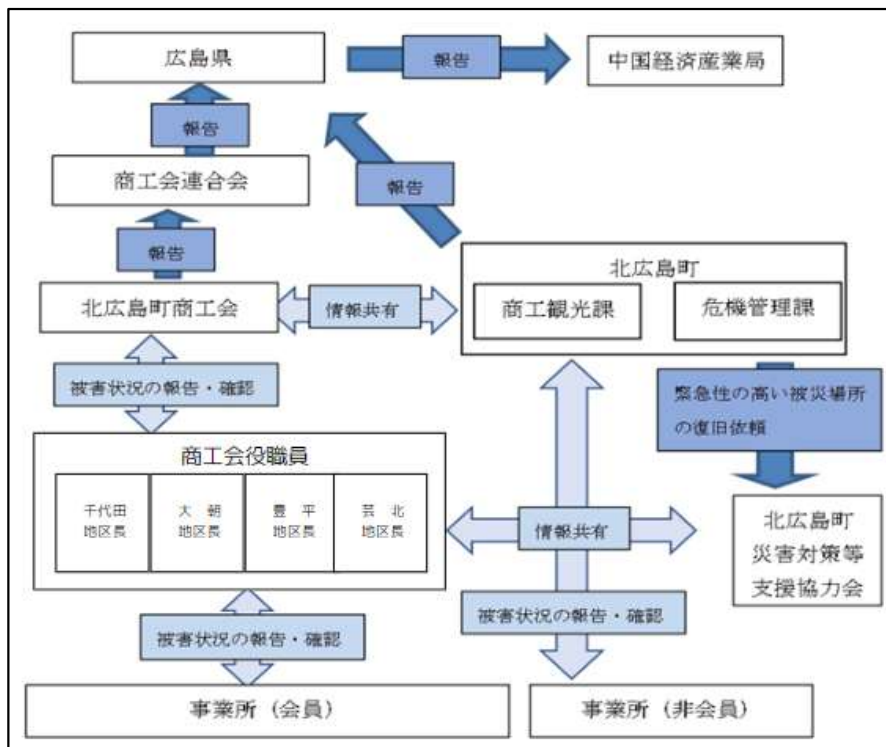
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。
- ・被害に応じて変更がある可能性がある場合は、その都度対応を変更する。

発災後～1週間	1日に3回
1週間～2週間	1日に1回
2週間～1カ月	1週間に1回
1カ月以降	2週間に1回

〈3. 発生時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、町内中小・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を行うことができる体制を構築する。
- ・自然災害による二次被害を防ぐため、被災地域での活動を行うことについて決めておく。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法（写真等）や被害額（総額、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力を行い、広島県商工会連合会に報告する。また、被害状況を北広島町商工観光課へ共有し、当町が県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を広島県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。

（連絡体系図）



〈4. 応急対策時の町内中小・小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。ただし、国の依頼を受けた場合は当会は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所において設置する。
- ・保険請求に必要な書類を周知する。
- ・地域内事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、北広島町の施策）について、町内中小・小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れのある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 町内中小・小規模事業者に対する復興支援〉

- ・広島県及び北広島町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援を広島県、北広島町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 4 月現在)	
(1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD A[北広島町商工会 会長] --- B[北広島町商工会本所 事務局長 法定経営指導員] C[北広島町長] --- D[北広島町役場 商工観光課] E[北広島町役場 危機管理課] B --- 連携 D D --- 連絡調整 B D --- 連携 E E --- 情報共有 D B --- F[北広島町商工会（大朝支所）] B --- G[北広島町商工会（豊平支所）] B --- H[北広島町商工会（芸北支所）]</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該法定経営指導員の氏名、連絡先 合野忠敬（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ・本計画に基づく進捗確認（1 年に 1 回） ・事業者 BCP の具体的な取り組みの企画や実行（巡回時） ・事業者 BCP の見直し（1 年に 1 回）	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①商工会 北広島町商工会本所 〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1234-1 TEL：0826-72-2380 FAX：0826-72-5770 E-mail： kitahiroshima@hint.or.jp	
北広島町商工会大朝支所 〒731-2104 広島県山県郡北広島町大朝 2493 TEL：0826-82-2576 FAX：0826-82-2890	
北広島町商工会豊平支所 〒731-1711 広島県山県郡北広島町戸谷 1097-1 TEL：0826-83-0036 FAX：0826-83-0318	
北広島町商工会芸北支所 〒731-2323 広島県山県郡北広島町川小田 10075-19 TEL：0826-35-0633 FAX:0826-35-0184	

②関係市町

北広島町役場商工観光課

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1122（道の駅舞ロード IC 千代田）

TEL：0826-72-7368

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	113	63	63	63	63
・ 専門家派遣費 ・ 委員会運営費 ・ セミナー開催費 ・ パンフ、チラシ作成費 ・ チラシ配布郵送費 ・ 備蓄等消耗品費	63 50	63	63	63	63

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
1 広島県「小規模事業経営支援事業費補助金」 2 北広島町「北広島町商工会事業補助金」 3 会費収入 4 特別賦課金、受託料

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]